

気候変動次期枠組み交渉における今後の対応について

平成21年5月
農林水産省

1. これまでの経緯 (別紙1参照)

- 京都議定書第一約束期間後（2013年以降）の枠組みについては、気候変動枠組条約・京都議定書それぞれの下に設置された特別作業部会において検討し、本年末までに合意することとされている。
- 本年4月の特別作業部会において、各国は、京都議定書の改定案について条約事務局に意見提出することで一致。我が国は、新たな議定書案を作成し、4月24日、条約事務局に提出（別紙2参照）。
 - ・ 現行の京都議定書との大きな違いは、先進国の排出削減目標を温室効果ガスの排出総量及び複数の基準年からの削減率で定めることとしたこと、及び途上国の義務として国家行動計画の策定とともに、主要途上国については効率目標の達成を定めることとしたこと。
 - ・ 当省関連では、森林・農地等吸収源について、現行規定と同様、温室効果ガス排出削減の約束達成に使うことができる旨規定。

また、途上国における森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減に関するルール等を定める規定を追加。
- 6月の特別作業部会以降、本年12月のCOP15（デンマーク）での合意に向けた作業が本格化。

2. 当省関連の課題と対応方向

各国における持続可能な森林経営の推進や、農地土壌の温室効果ガス吸収機能の向上によって、地球温暖化対策が促進されるような合意を目指し、交渉に臨む。

（１）先進国における森林・農地等の吸収源の取扱い

先進国における森林・農地等の吸収源について、第一約束期間に引き続き目標達成手段として適用可能とすべきとの意見では基本的に一致しているが、具体的な吸収量の算定方法は、議定書の運用細則についての検討の中で議論が進められているところ。

森林分野については、各国より様々な算定方式（別紙３参照）が提案されているところ。我が国は、持続可能な森林経営へのインセンティブの付与、ルール of 継続性等の観点から、現行ルール同様、「グロス・ネット方式」が引き続き採用されるよう主張していく。

農地等の吸収源については、堆肥・緑肥等の施用を通じた農地土壌の温室効果ガス吸収機能が適切に位置付けられるよう、現行ルールである「ネット・ネット方式」が採用されるよう主張していく。

（２）途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減（別紙４参照）

途上国における森林減少に由来する温室効果ガスの排出量は、世界全体の約２割を占めており、気候変動対策上重要な課題。現在、方法論等の課題が検討されているところであるが、COP 15に向けて、途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減の対策が次期枠組みに正式に位置づけられるよう取り組む。

3. 交渉に関する今後の主要日程

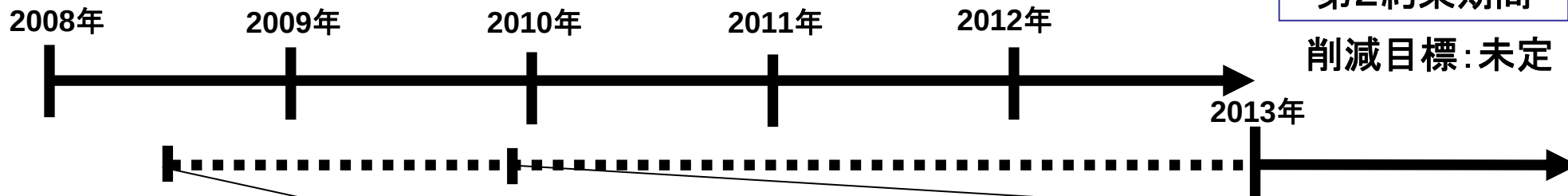
21年6月	特別作業部会（ドイツ）	
8月	〃	（ドイツ）
9月	〃	（タイ）
11月	〃	（開催地未定）
12月	〃	（デンマーク）⇒ COP 15（デンマーク） ＜次期枠組合意＞

京都議定書における第1約束期間と第2約束期間について

別添 1

第1約束期間

削減目標：1990年比で6%温室効果ガスを削減



第2約束期間

削減目標：未定

次期枠組みに向けた交渉を開始

2007年
12月

条約第13回 締
約国会議
(インドネシア)

バリ・ロードマップ決定

新たに作業
部会を設置

2013年以降の
枠組を2009年
末までに合意

2008年
3月/4月

条約・議定書の
特別作業部会
(タイ)

次期枠組みに
向けた
議論を開始

特別作業部会
6月 ドイツ
8月 ガーナ
12月 ポーランド

・森林・農地等の取
扱いルールの検討
・途上国の森林減
少・劣化に由来する
排出の削減の検討

2008年
12月

条約第14回
締約国会議
(ポーランド)

次期枠組み合意までの
作業計画の決定

特別作業部会
3/29～4/8 ドイツ
6/ 1～12 ドイツ
8/10～14 ドイツ
(非公式)
9/28～10/9 タイ
11/ 2～6 開催地未定
12/ 7～18 デンマーク

7/8～10
G8サミット イタリア
9/22(未定)
国連気候変動に関する
首脳級会合

2009年
12月

条約第15回
締約国会議
(デンマーク)

次期枠組み合意

気候変動次期枠組交渉（新議定書草案の提出）

平成21年4月24日

外務省

4月24日、日本政府は2013年以降の新たな枠組に関する議定書草案を気候変動枠組条約事務局に提出。内容は基本的にこれまでの国連交渉における日本政府の提案を踏まえて議定書案の形にしたもの。主要ポイントは以下のとおり。

1. 第3条 緩和

（1）第1項 附属書Ⅰ国（附属書B）

附属書Ⅰ国の義務を排出総量及び複数の基準年からの削減率で表示（約束期間は2013年～20XX年）。森林等吸収源による温室効果ガス吸収を削減義務の履行に利用できる。

（2）第2項 非附属書Ⅰ国（附属書C）

非附属書Ⅰ国は、国家行動計画を策定。主要排出途上国は原単位目標を達成する義務を負う。

2. 第7条 柔軟性メカニズム

柔軟性メカニズム（CDMや排出量取引等）を削減義務の履行に利用できる。

3. 第9条 適応

気候変動の影響に脆弱な途上国は国別適応行動計画を策定。先進国はこれに基づき支援を実施。

4. 第10条 技術

途上国の緩和・適応のための技術移転、革新的技術の開発を推進。官民協力や国際機関を活用。

5. 第11条 資金

途上国の資金需要に対応する新規かつ追加的な資金の提供。二国間支援、国際機関を通じた支援、民間資金の活用。締約国会合において具体的手続を決定。

6. 第17条 議定書の見直し

本議定書を定期的に見直し。締約国会合は各国の状況を評価する指標を決定し、附属書B及びCの改正を含めた適切な措置をとる。

7. 第25条 議定書の発効要件

議定書の発効のために必要な条件として、①受諾国数と、②全世界排出量に占める受諾国の排出量合計の割合を要件とする旨規定。

8. その他

前文で、京都議定書への評価、バリ行動計画、長期目標（2050年までに全世界で少なくとも50%削減）、排出のピークアウト、低炭素社会、革新的技術開発等に言及。

（了）

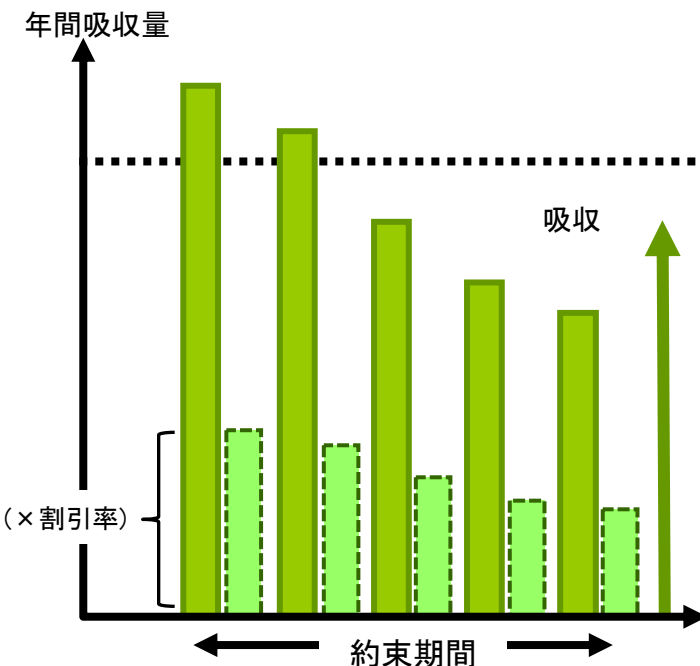
国際交渉における森林吸収量の算定ルール案

別添 3

① グロス・ネット方式

(約束期間における吸収量を計上)

第一約束期間のルール。



● 我が国、ニュージーランドが主張

基準年以前の持続可能な森林経営の努力が反映されるため

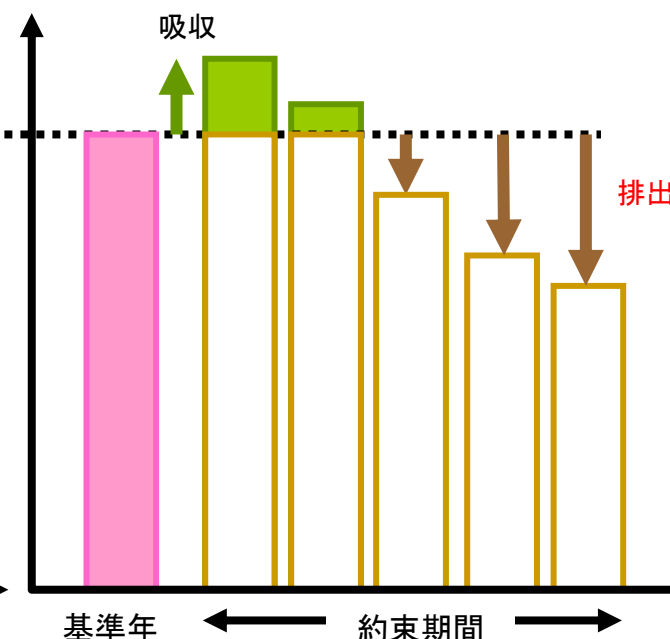
● 一定の割引率をかける提案もある

吸収源に大きな位置づけを与えない方法の一つとして

② ネット・ネット方式

(基準年と約束期間の吸収量の差を計上)

森林の成熟に伴う年間吸収量の減少が、排出同様に計上される。



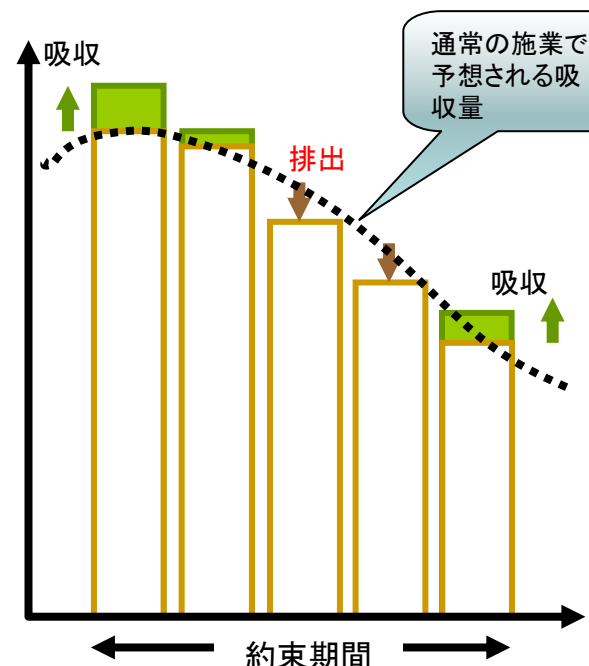
● ノルウェーが主張

すべての土地を対象にすることを指向
吸収源に大きな位置づけを与えないため

③ ベースライン方式

(通常の施業で予想される吸収量と、実績の吸収量との差を計上)

客観的なベースラインの設定が困難。



● カナダが主張

山火事や害虫による枯死など、自然原因による排出の影響を除外するため

これらの他に、EUがバー方式(国ごとに基準値(バー)を定め、このバーと実際の吸収量との差を計上する方式)を新たに提案しているが、透明性のあるバーの設定方法が課題とされるなど詳細については議論されているところ。

なお、農地管理等森林経営以外の議定書3条4項活動については、我が国、EU等各国が、現行ルールと同様のネット・ネット方式を主張しており、大勢を占めている状況。

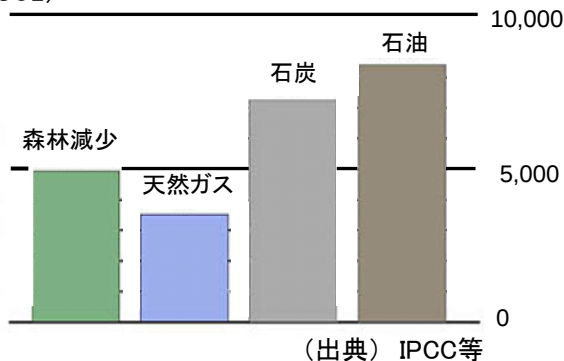
ポスト京都への課題 — 気候変動と途上国の森林減少問題 —

気候変動と森林減少の関係

- 途上国の森林減少に由来する排出量は世界の温室効果ガス排出量の2割(IPCC)
- 京都議定書では、この問題は対象外
- 次期枠組み交渉に組み込む方向で、2009年中に結論を得るべく検討開始することが決定(2007年12月のCOP13)
- COP14(2008年12月)では、取組促進のための閣僚声明を発表

世界全体の年平均排出量の比較

(単位: 百万トン-CO₂)

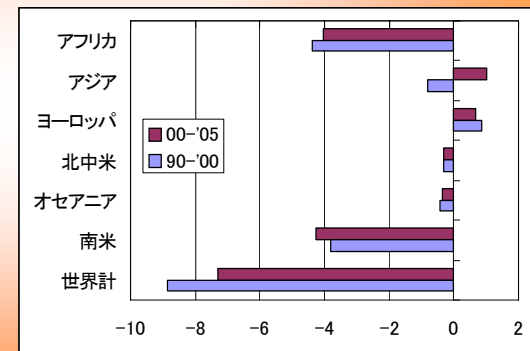


途上国における森林減少の現状

- 世界の森林面積は40億ヘクタール(全陸地面積の3割)
- 毎年1290万ヘクタール減少(2000-2005)(植林等による増加分を差し引くと730万ヘクタールの純減)
- 南米(特にブラジル)、アフリカ、アジアではインドネシア等において依然として急激な減少が進行中
- 主な原因は、焼畑、森林火災、農地開発、違法伐採等

森林面積の年間あたりの増減
(1990年-2005年)

(単位: 百万ha)

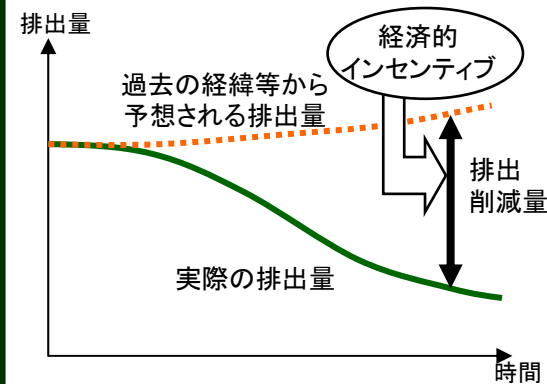


(出典) FAO 世界森林資源評価2005

途上国の森林減少に由来する排出削減(REDD)*の考え方

- 先進国は途上国の次期枠組への参加と自国の削減クレジット獲得の両面で大きな関心
- 途上国(森林国)は森林減少抑制への先進国からの資金獲得に関心

森林減少からの排出抑制イメージ



* Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing countries

地球温暖化対策の中期目標について

－ 中期目標の6つの選択肢 －

1. 中期目標設定の必要性

現行の京都議定書の後に続く、2013 年以降の地球温暖化対策に関する国際枠組みについては、本年（2009年）末にコペンハーゲン（デンマーク）で開催される気候変動枠組条約第15 回締約国会議（C O P 15）での合意に向けて、国際交渉が進められている。

我が国としては、新たな国際枠組みが主要排出国すべてが参加し、世界全体での排出削減につながる実効性のあるものとなるよう交渉を進めているが、そのような中、我が国自身についても、温室効果ガス排出量の中期的な目標（中期目標）を掲げて排出削減に取り組むことが必要となっている。

2. 中期目標の6つの選択肢

京都議定書達成のための純排出量の目標、1990 年比－0.6%、2005 年比－7.9%と比較して、

（注）京都議定書で定められた目標は1990 年比－6 %であるが、日本が森林吸収源と国際取引で削減するとしている分（吸収源3.8%、国際取引1.6%で計5.4 %）を除くと、純排出量の目標は1990 年比－0.6%となる。

① 2005 年比－4 %、1990 年比＋4 %

- ・ 「長期エネルギー需給見通し」の努力継続ケースに相当（既存技術の延長線上で効率改善）
- ・ 米・EUが掲げる中期目標と同等（限界削減費用が同等）

② 2005 年比－6 ～－12%、1990 年比＋1 ～－5 %

- ・ 先進国全体の排出量を1990 年比－25%とし、各国の限界削減費用を均等にした場合の日本の排出量

③ 2005 年比－14%、1990 年比－7 %

- ・ 「長期エネルギー需給見通し」の最大導入ケースを改訂。（最高効率の機器を現実的な範囲で最大限導入に向け、政策をさらに最大限強化。）

④ 2005 年比－13～－23%、1990 年比－8 ～－17%

- ・ 先進国全体の排出量を1990 年比－25%とし、各国のG D P 当たり対策費用を均等にした場合の日本の排出量

⑤ 2005 年比－21%、1990 年比－15%

- ・ 新規（フロー）に導入する機器はすべて最高効率の機器に。更新時期前の既存（ストック）の機器も一定割合を買換え、改修。（追加財政出動か義務づけが必要。）

⑥ 2005 年比－30%、1990 年比－25%

- ・ 新規・既存の機器のほぼすべてを最高効率の機器にすることを義務づけ。炭素への価格付け（炭素税、排出量取引）により経済の活動量（生産量）低下。

3. これまでの検討状況と今後のスケジュール

- 内閣官房は、2008年10月に「中期目標検討委員会」（座長：福井俊彦・前日本銀行総裁）を設置し、中期目標を検討

2008 年	11 月 25 日	第 1 回	検討の進め方について
	12 月 18 日	第 2 回	複数の「選択肢」候補の考え方について
2009 年	1 月 23 日	第 3 回	仮分析結果の報告、本分析をすべき選択肢の検討
	2 月 19 日	第 4 回	産業界等の関係者ヒアリング
	2 月 24 日	第 5 回	産業界等の関係者ヒアリング
	3 月 27 日	第 6 回	本分析結果の報告、複数の選択肢の提示
	4 月 14 日	第 7 回	複数の選択肢（追加検討項目について）

- 内閣官房は、パブリックコメントを実施

（2009年4月17日（金）～5月16日（土））

- 全国 5 か所で国民と政府の意見交換会を開催

4 月 20 日	東京、	4 月 21 日	名古屋、	4 月 22 日	大阪、	5 月 11 日	札幌、
5 月 12 日	福岡、	5 月 13 日	東京				

- 本年 6 月までに地球温暖化の中期目標を決定